韫

該当月

平成28年2~5月分

平成28年6~9月分

平成28年10月~平成29年1月分

各種手当

が必要です。支給要件に該当したとき は、速やかに手続きをしてください。 児童手当などを受給するには手続き

手当額(児童ー人あたり・月額) いる方に支給されます。 ・ 3 歳未満 中学校修了前までの児童を養育して 1万5000円

3歳以上小学生以下

第3子以降 第1.2子 1万円 1万5000円

所得制限対象者

※支払い時期については、左表のとおり 児童―人あたり 5000円

	9
支払日	
平成28年6月10日)	
平成28年10月7日)	
平成29年2月10日金	

手当額(児童ー人あたり・月額)

全部支給 4万2330円

2人目は5000円、3人目以降は1

給されます。 次の要件に該当する18歳以下(18歳

児童扶養手当

到達の年度の末日)の児童(一定の障が 給されます。 いる父または母、あるいは養育者に支 いがあるときは、20歳未満)を監護して 次の要件に該当する18歳以下(18歳

に減額されることがあります。 未就労などの場合に支給額が2分の1 なお、受給から5年を経過された方で、

- 父母が婚姻を解消した児童
- 父または母が死亡した児童
- 父または母が重度の障がいのある児
- 父または母からー年以上遺棄されて いる児童
- 父または母がD>防止法における保 護命令を裁判所から受けた児童
- 父または母が1年以上拘禁されてい
- ・母が婚姻しないで生まれた児童

父および母が不明である児童

一部支給 4万2320円~999

耳

人につき3000円の加算

いる父または母、あるいは養育者に支 到達の年度の末日)の児童を監護して

- 父母が婚姻を解消した児童 父または母が死亡した児童
- 父または母が重度の障がいのある児
- いる児童 父または母からー年以上遺棄されて
- 父または母が1年以上拘禁されてい 父または母がD>防止法における保 護命令を裁判所から受けた児童
- 婚姻しないで生まれた児童
- 父または母が引き続き1年以上行方 不明である児童

手当額(児童ー人あたり・月額)

県遺児手当 4350円 (支給期間は5年間。ただし、4年目

から2年間は半額) 市遺児手当 2000円

(支給期間は、5年間

されます。 いる父または母、あるいは養育者に支給 いを有する20歳未満の児童を監護して 身体または、精神に中度・重度の障が

手当額(児童ー人あたり・月額)

- ·] 級 5万1500円
- 3万4300円

母子家庭等自立支援事業

等自立支援給付金制度

親の方が就職に役立つ技能や資格の取 母子家庭の母親または父子家庭の父

> 学校などの養成機関で修業する場合。 得のため各種講座を受講したり、各種 なお、事前相談が必要となります。

自立支援教育訓練給付金

指定の職業能力開発講座を受講後に

支給します。 支給額 講座受講料の6割相当(上限

局等職業訓練促進給付金

は20万円)

支給期間 成機関で修業する方に支給します。 福祉士、保育士等)のために1年以上養 就職に有利な資格取得(看護師、介護 修業期間の全期間(上限3

支給月額 7万500円(市民税課税世帯) 10万円(市民税非課税世帯)、

局等職業訓練修了支援給付金

場合に支給します。 修業期間修了後、一定要件を満たす

支給額 5万円(市民税非課税世帯)、 2万5000円(市民税課税世帯)

母子家庭等日常生活支援事業

ります。(一時間あたり300円) が必要な場合や母子家庭、父子家庭と どにより一時的に生活援助のサービス 所得がある方には一部利用者負担があ 援助等を行います。なお、一定額以上の 合に、家庭生活支援員を派遣して家事 より日常生活を営むのに支障がある場 なって間がないなど生活環境の激変に などの自立促進に必要な理由や疾病な 母子家庭、父子家庭、寡婦の方が修学





母子父子寡婦福祉資金

の安定と児童の福祉増進のため、暮ら しに必要な資金の貸付を行っています。 母子家庭、父子家庭、寡婦の方の生活

20歳未満の児童を扶養している配偶 歳未満の児童 れている児童および父母のいない20 者のいない方、またはその方に扶養さ

子が20歳以上になったり、子がいない たはその女子が扶養している子 とができない配偶者のいない女子、ま ため母子福祉資金の貸付を受けるこ

・事業開始資金…事業を開始するのに

必要な設備、材料、商品などの購入資

事業継続資金…現在営んでいる事業 を継続するための運転資金や拡張資

技能習得資金…就職、事業開始のた どの資金 めに必要な知識、技能を習得するた めに必要な授業料、材料費、交通費な

就職支度資金…就職するために必要 な被服、身の回り品などの購入資金

住宅資金…現在住んでいる住宅の増 の建設、購入するために必要な資金 改築、補修、または自ら居住する住宅

転宅資金…住居の移転に伴う敷金 医療介護資金…医療及び介護を受け る際に自己負担金などに充てる資金 権利金などの一時金に充てる資金

> 7年未満世帯の生活資金 生活資金…技能習得期間中や失業し の貸付期間中、及び母子家庭になって ている期間中、または医療介護資金

結婚資金…扶養する児童または20歳 修学校修学中の学資などに必要な資 修学資金…高等学校、大学または専 以上の子が結婚するのに必要な資金

修業資金…事業開始、就職のために 就学支度資金…小学校、中学校、高 資金(修業施設在学生) 必要な授業料、材料費、交通費などの 必要な知識、技能を習得するために の入学および入所する際の入学資金 等学校、大学、専修学校、修業施設な

※平成28年度の福祉資金貸付申請書の 提出時期は左表のとおりです。

区分	申請書提出期限	貸付金決定時期	貸付金支払日
第1回	5月6日金	6月下旬	7月1日金
第2回	6月23日(休)	8月下旬	9月1日(木)
第3回	9月8日(木)	11月下旬	12月1日(株)
第4回	11月4日金	平成29年1月上旬	平成29年1月17日以
第5回	12月1日(休)	平成29年2月上旬	平成29年2月17日惍
第6回	12月22日(休)	平成29年3月上旬	平成29年3月17日金
第7回	平成29年2月16日(休)	平成29年4月下旬	平成29年5月上旬

子育て支援課子育て支援G 内線2223.2224

問合

子育て支援事業

います。 た支援事業を保育所や施設で実施して 子育て家庭の状況やニーズに見合っ

内 容 実施施設 東愛宕保育園・神島田保育園・蛭間保 就学前の児童を一時的に保育します とする満0歳以上(生後43日以降)で 的負担を解消するために保育を必要 た保護者の育児に伴う心理的・肉体 よって緊急・一時的に保育します。ま な保育や保護者の疾病などの理由に 共存園保育所·新開保育園:

利用期間

保育時間 分(ただし、土曜日は、午前8時30分 午前8時3分~午後4時30

蛭間保育園は平日午前8時~午後4

です。 できないときに保育所で保育する事業 保護者が就労のため、家庭で保育が

きないときにお子さんを保育します。 に就労のため、日中、家庭で保育がで している児童の保護者が、日曜・祝日 東愛宕保育園

> 保育時間 除く 分(但し12月29日休~1月3日火は 午前8時30分~午後4時30

利用料 無料

就労形態の多様化に伴う一時的

~午後0時30分) 1カ月に14日以内

※「つしま子育て応援券」使用可 **手数料** 1日2000円

内 容 津島市在住で市内保育園に入所

抦児・病後児保育事業

合にお子さんをお預かりします。 えない理由で家庭で保育ができない場 児童が病気の時に、保護者がやむを

実施施設

利用日 連続して5日間以内 神島田保育園病児·病後児保育室 月~金曜日(休園日を除く)

利用時間

対象 市内在住の生後6カ月から小学 6年生までの児童 午前8時30分~午後4時30分

※「つしま子育て応援券」使用可。 ※ご利用には事前登録と診療情報提供 **利用料** 1日2000円 書が必要になります。

子育て支援短期利用事業

内容 護します。 に、その児童を短期間施設などで保 を一時的に養育できなくなった場合 保護者が疾病などの理由で児童

実施施設 山市) 衆善会乳児院(名古屋市)、溢愛館(犬 あいさんテラス(津島市)、

問合 **手数料** 1日6300円以内 利用期間 子育て支援課児童保育G 内線2221.2222.2225 7日以内